

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み

当院では、看護職員が健康で安心して働くことができ、その専門性を十分に発揮しながら、患者さんに安全で質の高い医療・看護を提供できる勤務環境を整備するため、看護職員の負担軽減及び処遇の改善に向けた取組を計画的に実施しています。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する責任者

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組を適切に推進するため、**看護師長を責任者として配置**。責任者を中心として、看護職員の勤務状況や業務負担等を把握し、勤務環境の改善及び多職種との適切な業務分担を推進しています。

2. 看護職員の勤務状況の把握及び勤務環境の改善

看護職員の勤務状況を把握し、適切な勤務管理を行うとともに、特に夜勤に伴う身体的・精神的負担の軽減に配慮しています。主な取組は以下の項目となります。↓

- ・ 2 交代制勤務における夜勤に関わる配慮
- ・ →夜間における看護業務の負担軽減 →夜勤従事者の増員
- ・ 早出、遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整

3. 多職種による役割分担の推進

看護職員がその専門性を必要とする業務に専念できるよう、各職種の専門性を踏まえた適切な役割分担を推進し協働を進めています。

- ・薬剤師： 入院時持参薬の確認、病棟薬剤業務 等
- ・リハビリ職種： リハビリの送迎、嚥下訓練の実施、食事の見守り 等
- ・臨床検査技師： 心電図、エコー検査 等、ベッドサイドで出来る事はそれぞれ担う。
- ・診療放射線技師： X-P、CT、MRI の送迎 等
- ・事務(医事)： 入退院医療費関連の説明、入退院処理業務 等

また、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を年 2 回開催し、看護職員の負担軽減につながる業務分担等について検討しています。

4. 看護補助者の配置及び業務分担

看護職員の業務負担を軽減し看護業務に専念できる環境を整備する為、看護補助者を配置しています。

特に、主として事務的業務を行う看護補助者を配置し、看護職員が担っていた業務の一部を適切に分担することで、看護職員の負担軽減を図っています。

夜間においても、看護補助者との適切な役割分担を行い、看護職員の業務負担を軽減しています。

5. 夜間における看護業務の負担軽減

夜間の看護業務については、看護職員の勤務状況及び負担に配慮した業務管理を行っています。

主な取り組みは以下の項目となり、夜間における看護職員の負担の軽減を図っています。↓

- ・ 夜勤と次の勤務との間に 11 時間以上の勤務間隔の確保
- ・ 夜勤勤務後の暦日の休日を確保
- ・ 夜勤時における仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保に配慮
- ・ 夜勤の連続回数を 2 回(2 連続)までとする勤務調整
- ・ 看護補助業務のうち 5 割以上を療養生活上の世話とする業務分担

6. 多様な勤務形態の導入

看護職員がそれぞれの生活状況や勤務上の事情に応じて継続して勤務できるよう、時短勤務など多様な勤務形態の導入を行っています。 職員の勤務状況や個々の事情を考慮し、可能な範囲で柔軟な勤務環境の整備に努めています。

7. 妊娠・子育て・介護中の看護職員への配慮

妊娠中、子育て中又は介護を行っている看護職員について、仕事と家庭生活を両立しながら勤務を継続できるよう、個々の状況に応じた勤務上の配慮を行っています。 主な取組は以下の項目となります。↓

- ・ 所定労働時間の短縮 ・夜勤の減免制度 ・育児休業、子の看護休暇
- ・ 時間外労働の制限 ・深夜業の制限 ・育児短時間勤務
- ・ 必要に応じた他部署等への配置転換

8. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画を策定し、その内容を職員に周知しています。

また、計画に基づく取組を継続的に実施し、看護職員の勤務環境及び業務負担の改善を図っています。

9. 当院の基本的な考え方

看護職員が心身ともに健康な状態で働き続けることは、患者さんに対して安全で質の高い医療・看護を提供するためにも重要です。

当院では、看護職員だけに業務を集中させるのではなく、多職種による適切な役割分担、看護補助者の活用、夜勤勤務に対する配慮、多様な勤務形態の導入及び仕事と家庭生活の両立支援等を通じて、看護職員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備を進めています。

今後も、看護職員の勤務状況や業務負担等を踏まえ、必要な改善を継続して行っていまいります。